

令和6年度報酬改定で適用となった減算について

業務継続計画（BCP）未策定減算【R7年度対象サービス拡大】

感染症若しくは非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となります

感染症に係る業務継続計画

非常災害に係る業務継続計画

いずれも策定することが必要

高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が一つでも講じられていない場合に減算の対象となります

虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催

虐待の防止のための指針の整備

虐待の防止のための研修の定期的な実施

上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

以上すべての措置を講じることが必要

身体拘束廃止未実施減算【R7年度対象サービス拡大】

身体拘束の適正化措置を講じていない場合に減算の対象となります。

身体拘束等の記録

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催

身体拘束等の適正化のための指針の整備

身体拘束等の適正化のために従業者に対する定期的な研修の実施

以上すべての措置を講じることが必要

(参考) 減算対象サービス一覧

	① 令和6年度までに 対象となったサービス	② 令和7年度から 対象となったサービス	③ 対象外のサービス (経過措置期間中含む)
業務継続計画 (BCP) 未策定減算	<p>②および③を除く全サービス</p> <p>※感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には適用しない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(相当・A) ・(介護予防)訪問入浴介護 ・(介護予防)訪問看護 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・(介護予防)福祉用具貸与 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援・介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)居宅療養管理指導 ・特定(介護予防)福祉用具販売
高齢者虐待 防止措置 未実施減算	<p>②および③を除く全サービス</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)居宅療養管理指導 ・(介護予防)福祉用具貸与 ・特定(介護予防)福祉用具販売
身体拘束廃止 未実施減算	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・介護老人保健施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)短期入所生活介護 ・(介護予防)短期入所療養介護 ・(介護予防)特定施設入居者生活介護(外部利用型または短期利用型のみ) ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型のみ) ・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス ・通所系サービス ・(介護予防)福祉用具貸与 ・特定(介護予防)福祉用具販売 ・居宅介護支援 ・介護予防支援

注意!

令和7年度には運営指導をもとに実際に減算を適用された事業所もありました。場合によっては減算の期間も長期にわたるため、今一度要件の確認をお願いします。